

# 令和 6 年度全国健康保険協会千葉支部評議会について

# 令和6年度 千葉支部評議会の開催スケジュール(予定)

開催月	令和6年度の議題(予定)	《参考》令和5年度の議題
4月	—	—
5月	—	—
6月	—	—
7月	<ol style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽの令和5年度決算(見込み)等について【報告事項・審議事項】</li> <li>令和5年度千葉支部事業報告について【報告事項】</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽの令和4年度決算(見込み)等について【報告事項・審議事項】</li> <li>令和4年度千葉支部事業報告について【報告事項】</li> </ol>
8月	—	—
9月	—	—
10月	<ol style="list-style-type: none"> <li>令和7年度保険料率について【審議事項】</li> <li>協会けんぽ千葉支部の健康課題等について【意見聴取】</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>令和6年度保険料率について【審議事項】</li> <li>協会けんぽ千葉支部の健康課題等について【意見聴取】</li> <li>マイナンバーカードと健康保険証の一体化について【報告事項】</li> </ol>
11月	—	—
12月	—	—
1月	<ol style="list-style-type: none"> <li>インセンティブ制度における令和5年度実績について【報告事項】</li> <li>令和7年度千葉支部保険料率について【審議事項】</li> <li>令和7年度支部事業計画案及び支部保険者機能強化予算案について【審議事項】</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>インセンティブ制度における令和4年度実績について【報告事項】</li> <li>令和6年度千葉支部保険料率について【審議事項】</li> <li>第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)(案)について【審議事項】</li> <li>令和6年度支部事業計画案及び支部保険者機能強化予算案について【審議事項】</li> </ol>
2月	—	—
3月	<ol style="list-style-type: none"> <li>令和7年度千葉支部行動計画及び広報計画等について【報告事項】</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)等について【報告事項】</li> <li>令和6年度千葉支部行動計画及び広報計画等について【報告事項】</li> <li>その他報告について【報告事項】</li> </ol>

(※)開催月、議題については現時点の予定であり、追加・変更する場合もある。

## 《参考》

### ●健康保険法(大正11年法律第70号)(抄)

(評議会)

第七条の二十一 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。

2 議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所(第34条第1項に規定する一の適用事業所を含む。以下同じ。)の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長(以下「支部長」という。)が委嘱する。

(保険料率)

第一百六十条

1～5 (略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8～17 (略)

### ●全国健康保険協会定款(抄)

(評議会)

第28条(略)……健康保険法第七条の二十一第一項と同様

(評議員及び評議員の委嘱)

第29条 評議会の評議員(以下「評議員」という。)は、12人以内とする。

2 評議員は、支部の都道府県に所在する適用事業所の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部長が各同数を委嘱する。

(評議員の任期)

第30条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の職務)

第31条 次に掲げる事項については、支部長は、あらかじめ、評議会の意見を聴くものとする。

(1) 毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算のうち当該支部に係る事項

(2) 当該支部の都道府県単位保険料率の変更に係る事項

(3) その他当該支部の業務に関する重要事項